平成２６年（フ）第８６８号
神戸市長田区片山町５丁目５番１号
債務者　池田　篤志
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９１２号
神戸市長田区房王寺町３丁目４番３－617号
債務者　内村　勇二
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９１６号
神戸市灘区鶴甲３丁目２番６号　ビスタシオンギャラクシー101
債務者　藤井　民代（旧姓森）
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２４号
神奈川県小田原市**蓮**正寺528番地　市営螢田住宅３号棟98号室
債務者　平本国雄こと　ＨＩＲＡＭＯＴＯ　ＯＳＶＡＬＤＯ　ＫＵＮＩＯ
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４７９号
神奈川県平塚市代官町10番10－402号　メインステージ平塚
債務者　田口　　茂
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第６７０号
熊本市北区飛田２丁目３番５－103号　ひばりハイツ、前住所熊本市西区島崎６丁目４番12号　島崎ジャストハウス303
債務者　松田　省三（旧姓大林）
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２６３号
青森市筒井桜川22－７　レオパレスオリーブ101号室、住民票上の住所青森県北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字掛元23番地１
債務者　齋藤　　学
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５４８号
千葉県柏市布施1080番地１　マックハイツ柏布施101号
債務者　柴田由紀子（旧姓染谷）
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５５８号
千葉県柏市あかね町８番２号　ジュネパレス柏第104－203号
債務者　岩田　訓弘
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５８５号
千葉県流山市向小金２丁目545番地の１　コーポラスリバーヒルズ301
債務者　川口　惠子
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第６０５号
千葉県我孫子市柴崎台３丁目８番７－104号　プラムガーデン我孫子
債務者　下河邉恵利子
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

免責許可決定

平成２６年（フ）第２８８号
奈良県天理市荒蒔町210番地４
破産者　脇田　静子
1　決定年月日　平成27年１月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２９０号
奈良県天理市九条町398番地
破産者　中嶋小夜子
1　決定年月日　平成27年１月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３１１号
奈良市大安寺２丁目11番２－303号
破産者　小林　由佳
1　決定年月日　平成27年１月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１１１号
鳥取県鳥取市古海635番地11
破産者　河口　延夫
1　決定年月日　平成27年１月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１２号
鳥取県鳥取市古海635番地11
破産者　河口　幸江
1　決定年月日　平成27年１月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１５号
鳥取県鳥取市浜坂６丁目３番１－75号　県住75号
破産者　山根ユキノ
1　決定年月日　平成27年１月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４９号
鳥取県境港市外江町2368番地４　57Ｒ－１２Ｆ２号、前住所鳥取県境港市外江町2271番地
破産者　濵田喜美子
1　決定年月日　平成27年１月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部